

第 51 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2012 年 6 月 8 日 15：00-17：00

◆会場：財務省会議室

◆議題

財務省からの議題

多国間開発銀行（MDBs）総会の最新動向について

NGO からの議題

1. CIF 及び鳩山イニシアティブのレビューと緑の気候基金への日本の貢献について
2. G20 ロスカボスサミットにおけるインフラ投資と化石燃料補助金の議論
3. アジア開発銀行（ADB）のアカウントビリティメカニズムにおける異議の取り扱いについて～カンボジア鉄道改修事業の住民移転問題をめぐって

◆ 出席者：

【財務省国際局】

清水茂夫（開発機関課長） 飯塚正明（開発機関課補佐）金哲太郎（開発機関課補佐）

上村晃嗣（開発機関課補佐） 辻木勇二（開発金融専門官）

河西修（開発政策課補佐） 山下弘史（調査課補佐）

【NGO 等】

福田健治（メコン・ウォッチ）、高橋布美子（メコン・ウォッチ）、柳井真結子（FoE Japan）、森下麻衣子（オックスファム・ジャパン）、山田太雲（オックスファム・ジャパン）、大内穂（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、日向俊一（アジア開発銀行駐日代表事務所）、望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）、小豆畑諒子（JACSES）、有松沙綾香（JACSES）、岩泉高志（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

財務省からの議題

多国間開発銀行（MDBs）総会の最新動向について

MOF 清水：

3月から5月にかけて行われた一連のMDBsの総会について報告する。我が国の総務から現地でステートメントを行った中で、特筆的な事項を紹介させて頂きたい。

最初に、4月21日にワシントンで世銀・IMFの合同開発委員会があった。今回は大きなトピックとして、ゼーリック総裁の任期が6月末で終わるため、後任としてキム氏が新総裁に選出された。韓国系アメリカ人のキム氏はアメリカ政府の推薦によって立候補した。今回特徴的なのは、初めて複数候補が出た中で選挙が行われたことである。従前から透明で公正な選挙が必要ということが国際社会の世論としてあり、今回それを実現したことになった。候補者は3人おり、アメリカのダートマス大学の学長であるキム氏、元コロンビア財務大臣でコロンビア大学教授であるオカンポ氏、元世銀専務理事で現ナイジェリアの財務大臣であるオコンジョ氏だった。キム氏が立候補したときに我が国を訪問され、安住財務大臣と面接をし、安住財務大臣から印象が非常に良かったと表明があった。世銀の歴史の中で、新たな動きだったと思う。もう一点は、以前も話したが、この秋IMF・世銀総会が日本で開かれるが、特に開発政策における防災の主流化を目指していて、被災地である仙台で防災に関する国際会議が開かれる予定である。

次に、アジア開発銀行であるが、これは、5月4日にフィリピンのマニラで開催された。大きなテーマとしては、ADFの増資が成功したことである。ADFはご存じの通り、アジア開発銀行に設置されている低所得向けのコンセッションな融資、それからグラントを行う資金であり、コンセッションなため、4年に一度増資をしなければならない。2013年から2016年の4年間を対象とした増資交渉が無事終了した。今回の増資交渉において、伝統的なドナーである欧米の財政状況が非常に厳しいために、難しい交渉になったが、アジア諸国からの貢献増などもあり、無事に妥結にこぎつけた。我が国も非常に厳しい財政事情があるが、アジアの貧困問題には、我が国が主体的に関わる必要があるため、ドナー国の35%を出すことを表明した。

次の項目だが、3月にウルグアイのモンテビデオでIDBの総会が開かれた。トピックとして、IDBとJICAとの間で省エネ・再生可能エネルギー分野において協調融資を行う枠組み「CORE」に署名が行われ、今後この分野でJICAがIDBと協力して気候変動対策に取り組む基礎ができたことがある。中南米には、やはりIDBの知見があるため、そこも活用して協力してJICAが支援していく枠組みについて合意した。

アフリカ開発銀行だが、先月末タンザニアのアルーシャで行われた。トピックとしては、一つはEPSAであり、これは先ほどのIDBとの関連もある。アフリカでは、アフリカのノウハウを活用することが必要であり、民間主導の経済成長のための融資が必要となる。そもそもは、2005年のグレーンイーグルスのサミットでEPSAイニシアティブとして立ち上がったが、その時に表明した目標を無事に達成したため、次の新たな民間セクター支援のための枠組みを立ち上げることで合意した。アフリカ開発銀行のアジア

代表事務所が東京に設立されることになり、これを歓迎する。やはり、アジアは世界の成長先端にあり、今後、アフリカ支援のための資金やアジアの企業がアフリカで活躍することが、アフリカの開発に役立っただろう。そのために、東京にオフィスがあることが重要だと思うので、年内にこれが設立されることに歓迎の意を表明した。

最後に、欧州復興開発銀行（EBRD）でも、初めての総裁選挙が行われた。伝統的にドイツとフランスの候補が総裁になっており、現総裁もドイツだったが、今回はイギリス、現総裁とフランスの候補も出て選挙が行われた。これについても、透明かつ公正な選挙が行われて、初めてイギリスのチャクラバルティ氏が選ばれた。チャクラバルティ氏は現在イギリスの法務次官を、その前は DFID の長官を務めていたため、開発にも非常に造詣の深い方である。チャクラバルティ氏は、7 月から総裁に就任する予定である。

EBRD のもう一つの話題として、昨年から議論されていた話になるが、地理的業務範囲の拡大である。ご案内の通り EBRD はソ連崩壊後の中東欧・旧ソ連下の移行を助ける国際開発金融機関として生まれたものである。そのノウハウを活かして、アラブの春があった中東の支援のため、地理的業務範囲の拡大が行われている。我が国は、追加増資をしない、初期段階移行国への支援をクラウドアウトしない、それから EU7 の卒業を進める、ことを拡大の条件に支持した。地理的業務範囲の拡大については協定改正が必要で、我が国では国会の承認が必要となる。この点については、現在国会に提出済みであり審議されている。

MOF 飯塚：

新聞等でご覧になったかもしれないが、今日現地時間 6 月 7 日にアメリカのワシントンで地球環境ファシリティ（GEF）の評議会が行われ、選挙で日本が候補として推していた石井菜穂子副財務官が次期 CEO として選出された。期間は、今年の 8 月 1 日から 4 年間である。地球環境ファシリティだが、182 か国加盟しており、事務局の所在地はワシントンである。所管の官庁は、財務省だけではなく、環境省や開発関係、外務省など、かなり多様なステークホルダーが参加している。選挙運動をしても、普段あまり我々と関わりのない人々とも議論することで、かなり勉強になった選挙でもある。

GEF は、気候変動枠組条約だけではなく、生物多様性条約など、かなり幅広い地球環境分野について貢献する基金である。併せて財務大臣談話を発表した。今回 182 か国で、しかも財務省とあまり縁のない所管官庁も参加している基金での選挙になった。今回の当選は、石井副財務官が開発・財務・環境の 3 分野で、幅広いエキスパートを持っていること、また、世界銀行・IMF でも活躍していることが高く評価されたこと、そして日本がこれまで地球環境に対して多大なる貢献をしてきたことが重視された結果と考える。今後は、石井副財務官が GEF を率いていくが、皆様と関係の深い分野でもあるので、引き続きご支援とご支持を賜れるよう宣伝させて頂いた。

田辺：

ADB の件で、前から疑問に思っていたが、ADF の貢献度 35%は OCR の割合と比べるとかなり断トツに突出しているようだ。この辺をどう整理していけば良いか。例えば、世銀であれば IDA がある。ADF と

OCRのギャップは、日本政府として何らかの方針があって許容しているのか。

MOF 清水：

アジア開発銀行では、OCRだとアジアの国もメンバーとして出資するが、ADFにはアジアから出資できる国がほとんどない。どちらかという、もらうばかりで、援助を受ける形になる。ADFの場合、最近韓国が出資して来ているが、まだ出て来たばかり。先進国だとシンガポールなどがあるが、国自体が小さい。ADFでお金を出す国は純粋なドナーなので、それが可能なアジアの国はまだ日本しかない。インドネシア、フィリピン、カザフスタンなどが貢献しているが、それは今まで借りたお金を早く返す意味での貢献であり、まだドナーではない。将来的には、もっとアジアの国が成長してドナーになり、日本の分が減れば良い。現状としては日本と欧米しかないこととなる。

山田：

1点目は、ジム・キムさんが世銀の総裁に選出された。この方は今までの総裁に比べると、ユニークなバックグラウンドをお持ちで、前に国際保健分野のNGOの世界にいたこともあった。日本政府は、キム新総裁に対してどのような期待をお持ちか。保健医療で活動しているNGO・CSOなどは期待をしているが、同時に世銀の中で、彼は保健の人間である思われているところがある。経済分野などの色々な分野で、彼は正統性を示さなければいけない。もしかしたら保健を引っ込めてしまうという不安もなくはない。特に最近、開発アジェンダが2015年に向けて、大きく流動的になっている中で、日本政府はキム新総裁に対してどのようなリーダーシップを期待しているか。

2点目についてはMDBsの公正な総裁選が行われたとのことだが、ADBではそういった話は持ち上がっていないのか。

3点目はEPISAについて、一部の報道の中で資料にも載っているが、キャンプデービットで立ち上がったニューアライアンスで、EPISAが言及されているが、ニューアライアンスは非常に強いアメリカのリーダーシップの下で、プライベートセクター主導で食料安全保障に貢献する内容だったと思う。ニューアライアンス自体に対しては、日本政府の何人かの方々にお話を聞くと、先進国の企業が入っているからといって途上国の食料安全保障が解決されるとは考えられないといった声が聞かれた。私たちとしては、途上国の食料安全保障で主役となるプライベートセクターといえは途上国の小規模農家ではないかと考えている。ニューアライアンスとの関係でEPISAはどのように位置づけられ、何に貢献するのかについて教えて頂きたい。

最後にGEFの石井さん選出についてだが、石井さんの選出によりGEFの何が今までと変わり、何が今までと変わらないのか。簡単で結構なので、教えて頂きたい。

MOF 清水：

ジム・キムさんについてだが、保健分野でご活躍されていたことは承知している。もちろんそういったバックグラウンドを生かして欲しいが、世銀は重要な機関であり、そのトップということで、個別の知

識で何かをしてもらいたいというよりは、世銀という大きな組織を、世界が大きく変わっている中、適切なリーダーシップを発揮して欲しいと考えている。そういった意味で、今までの総裁とはタイプの違う方だと思っている。新しい時代に、新しい考え方で、革新的な発想で、新たな難しい時代を切り開いてもらいたい、非常に抽象的なコメントだが。先ほど申し上げたように、安住大臣が4月1日にジム・キムさんと面談した。非常に人柄の良い方で、話しやすく、日本のこともよく分かっていた。コミュニケーションを取ろうという意欲が非常にあった。個別に保健医療の知識を生かして頂くのは構わないが、新しい発想でやってもらいたい。

ADB の総裁選については、従来からオープンにしており、誰かから立候補する権利を奪ってしているわけではない。もちろん日本は日本の候補が一番だと思って出している。システムが公正透明でないことはないし、実際全会一致で、支持を受けているので、透明公正な選挙を行っている。

EPISA だが、ニューアラインスがキャンプデイビッドであり、基本的に民間資金の導入を目指す意味で、民間投資が重要という意味があるからである。EPISA は必ずしも食料援助のためではなく、アフリカの開発のためには民間がしっかり発達しなければいけない。そのために支援を行う。食料と関係がないことではないが、直接結びついているわけではない。

MOF 飯塚 :

GEF は、石井も CEO になったばかりで色々考えていて、ご案内のように環境の面で、途上国と先進国の性質等あり、どっちを立てれば良い話ではない。石井が選ばれた背景は、財務大臣談話にもあるが、開発、財務、環境をバランス良く知っていることで、日本の代表としてグリーンファンドの会議に出席したり、アジア開発基金（ADF）では、日本を代表して増資の会議に出席していたり、世界銀行のカントリーディレクターとしてスリランカの現場でプロジェクトを実行したり、世銀の持っている基金を管理したり、そういう経験を買われて CEO になった。マイクロなレベルで例えば実行率を上げることも期待されているし、グリーンファンド立ち上げなど環境分野でも大きな変化がある。この大きな変化の中で石井さんの経験を生かして、GEF がより効率的、効果的に働いて欲しいという期待を背負っての CEO 選定であると思うし、私からのコメントは差し控えたい。

柳井 :

GEF の件だが、今回石井さんが選ばれ、今後 UNFCCC の交渉などで財務省として今後これまでよりも積極的に関わっていくこと、日本政府というより財務省として COP に積極的に関わっていく方針はあるか。

MOF 辻木 :

財務省からも COP 等の気候変動交渉には参加しており、昨年の COP17 には石井も参加している。緑の気候基金の設計交渉などにも参加しており、石井が GEF の CEO になったからということではなく、今まで、これからも引き続き頑張っていく。

柳井：

NGO 側としても財務省に COP でのプレゼンズを高めて行って欲しい。

NGO からの議題

議題 1：CIF 及び鳩山イニシアティブのレビューと緑の気候基金への日本の貢献について

柳井：

昨年末、南アフリカのダーバンの COP17 にて緑の気候基金が正式に発足されることになった。これまでも資金メカニズムがいくつもあった中で、様々な課題や批判もあった。その中で緑の気候基金においては、制度設計の段階から公平性を確保しながらみんなが納得するような適切な基金にしていこうとしている。今のタイミングで、世界銀行の気候投資基金と、2012 年に終了するファスト・スタート・ファイナンスがレビューされ、緑の気候基金の制度設計や運営に知見や反省が生かされていることが期待されている。その上で、以下のような質問をさせて頂く。

CIF に関しては、当初より新しい資金メカニズムができた時点で終了すると定められている。緑の気候基金の設立に伴い、今後業務終了の方向にあるか確認させて頂きたい。もし決まっていないのならば、財務省、日本政府の意見を、決まっているのならば具体的な予定やプロセスを教えて頂きたい。

次に、先日 4 月 19 日に CIF の公正なレビュー実施についての NGO からの要望書を安住大臣にも送らせて頂いたが、CIF レビューをどういった形で GCF 運営に反映できるか聞きたい。

次の鳩山イニシアティブについての質問に関してだが、ホームページを確認したら新しいレポートが出ていた。

MOF 辻木

それは昨日か。

柳井

日付がなくて分からないが、数日前に確認してなかったものが 5 月分が出ていた。ここに出させて頂いた質問と合わせるとすでに答えになる部分もでていいる。3 点目の質問として鳩山イニシアティブの情報公開をお願いしたい。鳩山イニシアティブが始まったばかりの 2 年前の定期協議でも情報公開をお願いしたと思う。その後少しずつ出して頂いて、昨年度の段階で 100 いくつかのプロジェクトの一覧が出ていた。昨日、私が拝見したレポートでは 117 のプログラムや事業、実施機関が確認できた。だが 718 事業の中で 200 程度しか公開されていない。後の 500 はどこに行ったのか。鳩山イニシアティブの実績について、金額とケーススタディが少しだけ公開されていて、今後成果を反映していくには不十分ではないかと思う。対象国と分野の選定、環境社会配慮なども含めてレビューをして欲しい。

4 点目は、多国間への拠出状況、2 国間援助のスキームを利用する事業に関して、事業名だけでなくリン

ク先も付けて頂けたらありがたい。例えば JICA ならすぐに事業概要に飛べるようにする等、他の国で前例もある。参考にして頂いて、情報公開のあり方をわかり易くして頂きたい。

5 点目だが、クールアース・パートナーシップは鳩山イニシアティブ、日本のファスト・スタート・ファイナンスに含まれていると理解している。これは既存の途上国支援を整理したので新規として含まれないのではないかと。したがって、国連の報告も、鳩山イニシアティブの追加分だけを報告するのが正しいのではないかと。関連するかわからないが、新しいレポートでは民間資金 30 億ドルが省かれていた。公的資金に絞って報告されていて、その部分は国際的な資金の議論の流れに従って報告されていたので、市民社会としては安心した。クールアース・パートナーシップのほうも検討して頂きたい。

6 点目は鳩山イニシアティブの緩和と適応のバランス。カンクン合意でも求められているが、現状日本が出しているのは 96 億ドルのうち適応に 11 億 6000 万ドル。必ずしもバランスのとれた配分ではない。どのように考えているのか。

7 点目、これも適応に関してだが、途上国が適応策に要するための資金に関しては、汚染者負担の原則などを理由に、借款ベースでなくグラントベースであるべきとの声も多い。借款ベースの適応支援策の実例概要と、この点についての財務省、日本政府の考えを聞きたい。

最後に、緑の気候基金に関して。これまで日本の短期資金は大部分が二国間援助に充てられていた。緑の気候基金設立に伴って、今後二国間、多国間の割合は変わっていくか。日本政府として重視していくか。

9 点目、鳩山イニシアティブが終了したら、今後、どこにプレッジしていくか。今後想定する拠出額やプレッジ先など、財務省として方針について聞きたい。

最後の質問だが、年間 1000 億ドル拠出と定められている。長期資金の革新的な資金源の提案・支持があれば聞きたい。

MOF 辻木：

質問 1 に関して、CIF の設立規定にはサンセットクローズが設けられており、それは新しい資金メカニズムが有効になった時点で、その活動を終了する為の手続きを行うと定められている。GCF については、昨年ダーバンで設立文書が採択され、現在第 1 回の理事会は 7 月末に予定されている。理事会ではホスト国の選定や実施、運営のための手続きを決定していくこととなる。業務終了の方向性については、まだ CIF の運営委員会では議論が始まっていない。CIF の設立規定の通り GCF の詳細設計の議論の進展に伴って、CIF の今後の方向性の議論についても進んでいくものと思われる。

質問 2 のレビューに関しても CIF の設立規定において評価の方法が書かれている。内容は CIF の基金の運営開始から 3 年後に、世界銀行等各機関から独立評価委員会を作り、そこが評価を実施する。具体的

な中身は、独立評価局の運営の下で外部のコンサルタントが実施する。ご指摘の通り、独立評価委員会の独立性を保つことが重要で、どのように保つかが大きな部分。評価のプロセス、評価者の独立性の担保、外部からの干渉からの保護等が検討されている。また、外部のコンサルタントだけでなく、独立性確保のために国際的なグループ、インターナショナル・リファレンス・グループを作り、途上国と先進国から専門家を招へいし、この国際的なグループが助言を行っていく。独立性、透明性の確保は重要であり、公正なレビューとするためにいろいろな方を呼ぶことが必要であると考えている。ご指摘通り、CIF の経験や教訓を GCF に活かしていくことは重要だと認識している。今後、独立評価の議論が進んでいくが、プロセスやアウトプットの形成に向け参加していきたい。

質問 3、鳩山イニシアティブ、気候変動の短期長期の資金については外務省がとりまとめているが、我々も情報共有を行っている。短期支援の実績に関する最新の情報については、UNFCCC の事務局に提出しており、ホームページで公表している。温室効果ガスの削減、環境社会配慮のレビューの重要性は非常に強く認識しており、JICA 等の個別プロジェクトにおいて排出効果等のレビューを行っている。但し、短期支援の取組みの中には政策対話など、排出削減効果の評価指標を設けることが難しいものもあり、すべての支援に対して何かしらの指標を作っていくのは難しい。

質問 4 についても 5 月までの実施状況だが、先ほどのウェブサイトの数字は 2 月末までで、その時点で、132 億ドル、公的資金による支援では 101 億ドルの支援を実施している。今後も脆弱国に重点を置き、国際交渉の進展状況、国内の財政状況を踏まえ、短期支援を実施していきたい。指摘の透明性の向上については、報告書を UNFCCC の事務局に提出し、AWG 等各交渉の場において、サイドイベントを開催するなどして、色々取り組みをして説明している。途上国にとって支援の透性が重要であることは理解しており、これからも透明性向上に向けた取り組みを実施していきたい。

質問 5 は、新規性、追加性の議論について、重要性を理解しているが、何が新規性であり追加性であるかの定義については色々な考え方があり、定まった見解はないと承知。我が国として、途上国のニーズに基づいて、緩和・適応対策に必要な資金を迅速かつ実効的に供与していくことが重要だと認識している。既に表明している短期支援を実行していきたい。

質問 6 だが、適応と緩和のバランスのとれた配分だが、途上国の様々な経済状況、支援ニーズを踏まえて、有償、無償、技協、OOF を通じた様々な支援ツールを活用していきたい。例えば、大型の送電線を作るとか省エネ設備を導入するのは、大型のプロジェクトが含まれる緩和の分野での大規模な支援が必要。他方で、無償資金協力の分野では特に気候変動の影響に脆弱な途上国のニーズを踏まえて、REDD+ を除く緩和に 3.31 億ドル、REDD+ に 1.94 億ドル、適応 7.43 億ドル、適応・緩和で 7.1 億ドルとバランスよく適応と緩和の双方に支援をしている。その中でも脆弱国に向けて実施している無償資金協力のうち適応分野への支援割合は 50% を超えており、より適応に重点を置いた支援を行っている。

質問 7、脆弱な途上国に対して、適応分野の支援は重要だと認識しており、そういった国に対してグラントベースの支援のニーズがあることも承知。無償資金協力の適応支援として 7.43 億ドルを既に実施して

おり、特筆するきこと。特にアフリカ、LDC といった脆弱国に向けた適応支援の多くはグラントで出している。アフリカには 352 百万ドルを全て無償で出しており、LDC へは 501 百万ドル実施しており、そのうち無償は 327 百万ドル。借款ベースの適応支援の実例は、フィリピンの台風、インドネシアの洪水対策、パキスタンの洪水災害対策といった気候変動の影響に伴う災害復旧、灌漑施設の整備、上下水道等の改修等、比較的規模の大きいものを借款で支援している。

質問 8 だが、GCF についてはホスト国の設定をこれから行う。また運営開始に向けて、ガイドラインの設定、運営手続きなど様々な制度設定を議論していく。GCF が多国間支援の主要な枠組みの一つとして、効果的かつ効率的に行えるよう制度設定の議論に積極的に参加していく方針。多国間、二国間の割合は、あらかじめ決めるのではなく、どのような支援がその国に効果的且つ効率的な対策を行うことができるのかを状況に合わせて適切に判断しながら実施していくことが重要。

質問 9 だが、2013 年以降も切れ目なく国際的支援が継続されるべきで、特にアフリカ、LDC といった脆弱国に対して、国際社会が着実に支援していくことが重要。2013 年以降の支援については、国際交渉の進展状況、国内財政状況、エネルギー環境戦略等さまざまな議論を踏まえて、総合的に検討していく。

革新的な資金メカニズムについて、長期資金では、昨年度のダーバン合意に基づいて、まず年間計画を作って、ワークショップを作っていくことが決まっており、そういう議論に積極的に貢献していく方針。なお、我が国は、特定の資金源や特定セクターに過大な負担をかけるのは避けるべきと考えている。また革新的資金源は、各分野の専門機関で検討されるべきと考えている。今回ご指摘頂いている国際船舶等については国連の専門機関である IMO で検討が行われるべき。

森下：

いくつか確認したいが、まず鳩山イニシアティブの情報公開に関してだが、今手元にあるのが 5 月末のもので、2 月下旬までのもので具体的な案件についてすべてではなく一部ピックアップされていると思うが、選んだ基準があればその基準を教えてください。また、すべての案件を公開することはできないか。

次に、適応と緩和のバランスについて、途上国の支援ニーズを踏まえて適切な実施をするという回答を頂いたが、適応に充てる資金の規模を増やしていく方針は明確でない、今の配分に問題はないという理解で良いか。

最後に、革新的資金源に関して、特定のセクターに負担をかけるのは良くないというのは、どのように理解すれば良いか。例えば、今議論している国際船舶に関する課税のような形で負担をかけるのは良くないということか。他に金融取引税なども議論されているが、財務省として一番可能性を感じていること、もっと積極的に見ていきたい等、オプションがあるのであれば聞きたい。

柳井：

質問 3 に関して、これ以上の情報公開は難しいと聞こえたが、ファスト・スタート・ファイナンスから GCF に知見を反映する意味では、鳩山イニシアティブからはどこの部分を反映することができるか。鳩山イニシアティブのレビューができない状況なら、どういうフィードバックができる状況なのか。

次に質問 8 だが、二国間と多国間に関しては、事前ではなく適宜、抛出していくとのことだが、東京で移行委員会が開かれた時、当時の野田財務大臣の発言の中に、GCF が多国間開発銀行とは異なる役割を認識すべきだと発言されていて、付加価値を付けて発足させていくべきとあり、財務省としては、GCF を中心にしたいというメッセージのように受け取れたが、二国間、CIF もしくは GCF を気候資金が分散されてしまえば、GCF が今後中心になっていくのは今後難しいのではないか。

森下：

最後に革新的資金源に関連してもう一点だけ付け加えさせていただきたい。国際的な合意として 2020 年までに 2000 億ドルの動員をしないとイケない。その中で日本の負担の割合については、議論すべきところではあるが、それなりの額になるという理解があると思う。具体的に何か資金源を模索しないのであれば、公的資金の抛出額を多く見積もらなければその目標には到達できないと懸念がある。そのような観点からも我々は、具体的な革新的資金源の可能性を追及していく必要があると考える。途上国の中には、自分たちの負担も増えると慎重に考えている部分もあるが、必要な額を捻出するためには、こうした手段も必要という考えもある。革新的な資金源として、具体的に検討に値するものがないのであれば、どのような道筋で 2020 年までに 2000 億ドルを実際に確保していくのかについての考えをお聞かせいただきたい。

MOF 辻木：

1 点目の開示の基準だが、外務省が行っていて、財務省では把握しておらず明確に申し上げることができない。具体的な案件は何ページもあるので、ある程度絞った形で、分かりやすく説明するためかもしれないが、選定の基準等は把握していない。

2 点目は適応と緩和のバランスで、資金規模や配分などについて、国際交渉では適応を重視すべきという議論があることは理解している。先ほどの説明の通り、脆弱国向けの支援割合は 50%を超えており、今後も脆弱国、途上国が重要であるという認識の下で支援を行っていく。資金規模については財政の面も考えないとイケないので申し上げられない。引き続き適応対策の重要性を認識し、支援を行っていく。

特定セクターについては、様々な収入源や民間からの支援などが色々ある中で、ご質問のように特に可能性を感じているという特定の意見はないが、船舶、航空機は国際的な専門機関があるので、その議論をきちんと見ていく必要がある。

GCF の設計にこれまでの我が国の支援の成果や経験を活かしていく。具体的なそれぞれの支援だが、中身はいろいろあり、JBIC、JICA、各省庁による支援も行っており、それぞれの経験と知見を GCF の設計にも役立てたい。例えば、気候変動のセクターローンでは JICA による東南アジアでの経験もあり、こ

ういった知見を使うこともできる。また、JBICの民間セクターとの協調融資の経験やCIFの経験もレビューを通じた成果を通じてGCFの設計に役立てたい。

二国間と多国間については、適宜ではなく、支援の結果として二国間と多国間の数値は出るが、状況に応じて適切に判断しながら支援を行っていきたい。昨年の移行委員会で、野田大臣から、これからGCFがこれまでのマルチな基金とは異なる役割を持つ必要があると申し上げたが、気候変動の資金メカニズムではご指摘通りいろいろな基金があるし、フラグメンテーションというか多岐に渡っているの、どのように資金にアクセスすれば良いか課題もある。そういった意味で途上国側からの意見もよく考えた上で、GCFの設計をしないとイケない。ただやはり、すべてGCFに寄せていくのではなく、それぞれの基金の特徴や付加価値があるので、パートナーシップとかそれぞれの役割を持って、気候変動の資金を考えていく必要がある。

2020年までの1000億ドルの長期資金については、国連などで議論されており、長期資金に関する報告書がUNから出たり、世銀からの共同報告書も出ているので参考にしたい。気候変動資金で申し上げたように様々な資金がある中で、鍵となるのは公的資金と民間資金をどういった形でベストミックスしてイけるか、公的資金の支援はどのような形が良いかが重要。GCFにおける資金支援では、いかに民間セクター投資を最大限に動員するかが大事。

議題2：G20ロスカボスサミットにおけるインフラ投資と化石燃料補助金の議論

<本議題は議題1を中断して実施したが、分かりやすくするために、議事録においては議題1の後に掲載する。>

田辺

6月18日からのG20のサミットの中で、1つのテーマとしてインフラ投資がある。質問1は前回のサミット以降の状況、今回のサミットに向けた準備状況、特に財務省として関心の高い分野があれば教えて頂きたい。

2点目に関して、前回のカンヌサミットでハイレベルパネル報告書が出されて、その中で、インフラプロジェクトの模範となる11のプロジェクトが提案されていて、その基準が6つ掲げられている。その基準の中では、貧困対策の妥当性とか、維持管理の持続可能性、環境社会配慮の点、非影響住民の合意の点が十分に考慮されていないと思うが、その基準についてどうお考えか。

3点目の質問に、11のプロジェクトを見ると壮大な案件が色々挙がっていて、例えばコンゴ民主共和国のグランド・アンガ水力発電ダム。中国の三峡ダムより大きいものが提案されている。コンゴ民主共和国の中では、政治的不安定性とか貧困がものすごい国だし、巨大なダムのために様々な環境社会配慮も懸念されている。また、トルクメニスタン・アフガニスタン・パキスタン・インド天然ガスパイプラインでは、以前、ADBでも調査をやっていたが、トルクメニスタンとかアフガニスタンといった状況が不安定で、かつ人権侵害も非常に大きな問題となっている国なので、こういった案件は適切な環境社会配

慮が必要だと思われる。それがこういった政治的イニシアティブによって妨げられることは回避されるべきだと思うが、どうか。

MOF 河西

最初にご質問頂いたインフラ投資に関するカンヌサミット以降の状況について回答させていただく。G20 サミット全体の開発分野、開発作業部会があり、そのとりまとめは外務省であるが、財務省も関与しているため、財務省としての意見を答えさせて頂く。G20 の開発作業部会については、開催国であるメキシコが議長を行っていて、グリーン成長、食料安保、インフラの3つの分野をプライオリティ分野として議論している。とりわけグリーン成長分野についてはソウルのアクションプランには含まれていないが、サステイブルという観点から重要だとしている。グリーン成長分野は、横断的に重要なトピックであるので、3つの中でも特に今回メキシコのイニシアティブでインクルーシブなグリーン成長が入っている。インフラ投資についても、グリーン成長という側面に注目した形で、議論においても都市交通分野に対してメキシコは関心を持っていて、グリーン成長に資するようなインフラ、特にグリーン成長という観点からどういうことができるかがインセンティブというか、義務付けるのではなく、ベスト・プラクティスにうまく導いていく観点から議論を進めていく。サミットについては、現在、優先三分野に加えて、マルチアクションプランについて進捗状況が報告される予定。財務省としても、メキシコが述べている優先三分野（グリーン成長、インフラ等）といったところに関心を持っている。

2点目のハイレベルパネルの報告書については、6つの基準にそって、いわゆる有識者など色々な方々が集まってまとめたものである。例えば6つの基準の中で地域の成長に変革的な影響をもたらすプロジェクトかどうかの中には、ハイレベルパネルの報告書を読むと、環境への影響とか持続可能な開発への適切な考慮もインプライするというのが判断基準として設定されていて、それ以外に、基準設定に当たって、環境社会影響の回避、最小化だとか、貧困対策とか、持続可能な開発側面といったことに対しても適切な考慮をすることが前提となっていることに注目している。今後個別のプロジェクトを具体的に実施するにあたって、指摘頂いた観点も考慮していくことが重要だと思っている。

最後の個別のプロジェクトについても、全体の政府としての見解は外務省だが、ハイレベルパネルにおける報告書においても11の模範となる4つの基準設定についても、適切な環境配慮を適切に行う前提だと聞いている。G20 サミットにおける議論では各プロジェクトを環境・社会配慮を適切な検討を行うもので、排除や疎外というものではない。

田辺：

追加で一つ聞きたいのは、ハイレベル報告書はその後どういう扱いをされるのか。11の案件はG20でフォローされていくのか。

MOF 河西

報告書そのものに何か手を加えるというよりは、報告書に沿ってG20としてモニターしていくというもの。2点目の質問については、プロジェクトについても進捗状況について報告をG20開発作業部会とい

う場で行っていく。

田辺

報告というのは一般的な意味での報告か。

MOF 河西

詳細というよりは進捗状況といった報告やレポーティングがされる。報告書自体が変わるというより、そして報告書の内容をどのように具体化していくかというもの。

田辺：

化石燃料について2点あり、1つは化石燃料補助金に関する状況と財務省で関心の高い分野と、それから化石燃料補助金削減は気候変動対策の観点からも重要で、財政切迫の回避とか所得の高い方に補助金がいっている現状を踏まえて、格差の是正などの観点からも有効だと考えている。ただ、これを実施する上では、貧困層への影響も少なからずあり、影響の回避策はどのように検討されているのか伺いたい。

MOF 山下：

化石燃料補助金に関するG20の議論だが、2009年のピッツバーグサミットで非効率な化石燃料補助金を廃止し合理化をすること、実施戦略と計画につき報告を求めるというこの2点が合意されており、その後のトロントサミットでもソウルサミットでも現在もこれを継続している。ロスカボスサミットに向けた今の動きについては、エネルギー・一次産品市場ワーキンググループがあり、その下に一次産品市場サブグループとエネルギー成長サブグループの2つのサブグループがあり、そのエネルギー成長サブグループのほうで補助金を取り扱って議論している。同サブグループに対して各国の補助金削減の進捗状況などを報告して取りまとめて、G20サミットに報告する形になっている。我が国としても、非効率な化石燃料補助金が廃止されることにより、真に支援を必要とする人に適切な財政措置をすることが可能になるので、こうした取り組みを支持している。

質問の2点目だが、これについては以前から議論されていて、国際機関が共同で作ったレポートもあり、IEA、OPEC、OECD、世銀が作ったものだがこれが公表されている。この中では、ソーシャルセーフティネットの強化、補助金のターゲット・ニーズへの改善の必要性、補助金削減の効果的な収支と個別の補償、サービスの改善を含めたエネルギー政策全体の改革、この3つが指摘されている部分である。簡単に申し上げると、補助金という価格に対する直接的な補助金ではなくて、電気の通ってない人も、送電網が行き届いていない人もいるわけで、そういう人に対して電気料金への補助金をつけてもあまり意味がないので、その送電網を貧困層に届けるところに付けるべきだ、直接的にターゲットを絞った補助金を支援していくことが重要だという議論。今もそういう方向で進んでいる。

MOF 上村：

続いて、世銀の議論について。世銀の議論を確認したところ、一般的に言って化石燃料に対して補助金を撤廃して影響を受けるのは、実際に化石燃料を使って生活する人ということになる。化石燃料への依

存が高いのは、途上国では貧困層というよりはどちらかというと富裕層に多い。補助金撤廃の直接的な影響はむしろ逆進的に働くのではないかということだった。

貧困層・脆弱層への影響は、例えば燃料コスト、自動車などの運搬費用、輸送コストが上がることで、貧困層が普段買っているような食料品、生活必需品の費用が上昇していくという間接的な経路が一番懸念されている。

そこにどうアプローチして支援するかということになる。具体的には生活必需品関連の価格に焦点を充てたモニタリングを実施し、実際上がっているということになれば、例えば、子どもであれば学校給食、一般的には食料支援、母子栄養補助を実施する。これまでの既存の支援プログラムがあればそれを強化し、それ以外では補助金とか税の縮減とか個別で状況に応じて、その国と協力して支援していく。

田辺：

昨年のサミットの後のレポートを読んだが、どちらかというとケーススタディ、この国ではこういうことが起こった、こういう対策をした、という結果的な話であって、体系的に緩和策など対策に対する研究は十分ではないという印象を持った。

MOF 山下：

補助金削減と貧困層への支援に特化した議論は、昨年以降されているとは思っていない。原油価格だとか、一次産品の価格の変動全体がどう貧困層に影響するかの研究の中に補助金の議論も一部混ざっている状況になっている。補助金だけに対してだけではなく、食料、ベースメタル、石油、原油、ガス、石炭、そういう一次産品の価格変動が、経済にどういった形で影響していくか今研究されている。

議題 3：アジア開発銀行（ADB）のアカウントビリティ・メカニズムにおける異議の取り扱いについて ～カンボジア鉄道改修事業の住民移転問題をめぐって

福田：

カンボジアの鉄道事業の話をおれまでも何度もしてきた。3ヶ月なり4ヶ月に1回はしてきた。このプロジェクトの概要についてはこれまでも話してきたので省略し、そもそもの問題である住民の集団移転についてはあまり進展がない。確か1年ほど前に千賀局長に現地に行ってもらい、解決策のご提案頂いたが、あまり具体的には進んでいない。補償単価を見直す話を約束されているが、どうするのかはそのままだららかしになっている。その間、NGOの活動停止の問題、情報交換の問題といったような脇道にそれたような議論が起きているのが現状。先程、お渡ししたレポートはその間、借金の問題が出てしまっている話で、やはり住民移転に伴って様々な形で費用が掛かり、十分な補償が受けられない事によって、お金を借りて問題解決が遅れていくことで、どんどん利子が嵩んでいく問題が発生している。これは2000年以降、1999年からADBが支援したこの一号線の改修事業でも同じことがあって、SPFに申し立て解決することを、時間を掛けて行なった。同様の状況が今発生していることを先ほど知った。

それで今回の質問だが、このプロジェクトについて、この地元の住民約 160 世帯が、アカウンタビリティ・メカニズムに対する申し立てを行っている。アカウンタビリティ・メカニズムでは最初、SPF に対して申し立てる。こちらの方で、Review and Assessment Report を作成して今後の問題解決の道筋について提案した上で、これに不満である、あるいは理事会の下に設けられたコンプライアンスパネルの遵守審査を受けたい場合は、こちらに進むという二段構えの手続きが採られている。これはこの前改正された政策ではなく、申し立て 20 戸の関係で、2003 年のアカウンタビリティ・メカニズムで進んでいく。11 月にも申し立てを行った。その後 Review and Assessment Report の案が送付されて、これに対して住民が意見を載せたが、最終的にこれに対して約 160 世帯のうち、20 世帯はこれ以上 SPF の協議プロセスをこのまま進む気はないということで、遵守レビューを求めるという申し立てを行なった。

ところがこれが宙に浮いてしまっているのが今回の問題である。CRPA に申し立てを行ったのが 5 月の頭の話だったと思うが、その後そちらのプロセスが進んでおらず、どうして進んでいないのかも分かっていない。アカウンタビリティ・メカニズムの政策の解釈に関わる部分が出てきている。今回はその点に絞って協議させて頂きたい。端的に申し上げると、なぜ次のプロセスに進めないのかである。政策がランダムに引用されているが、要するに ADB の見方と NGO の見方の間で、どこまで進めばコンプライスレビューに進めるかで違いがあるようである。

我々の見解はステップ 5、Review and Assessment Report の案が提出された段階で、住民は CRP に進むことができる理解である。だが ADB はその後最終的にコメントを受けた SPF が総裁に対して、今後の Course of Action を総裁に提案し、それを総裁が承認すれば、それを実施に移すステップ 7 だが、そこまで行かないと CRP には進めない理解のようだ。それに登録されていないと聞いた。こちらとしては聞いているが、しかしステップ 5 以降は住民側で希望すれば進める。160 世帯のうち 20 世帯だけが進もうとしている。このことに関しては政策の中で何も明記されていない。一部の方が希望した場合は政策には明文化はされていない。これは何故なのか。160 世帯のうち 20 世帯と 140 世帯が別々に SDF に申し立てて、20 世帯だけが CRP に進むこともあり得る話で、当然手続きの分離は認められて然るべきと考えているがその点はいかがか、が今回の質問である。

MOF 金：

プロジェクトの実施状況、特に住民の問題について進捗はないと聞いている。前回の NGO 協議会でもご指摘を頂いており、本件については我々も継続してフォローしている。前回ご指摘いただいた第 13 回モニタリングレポートも、ADB のホームページ上で公表していることを確認している。6 月 4 日、千賀局長と本件について会合を持ち、意見交換を行っている。千賀局長によると、ADB は、住民移転問題に対応するために第三者の中立的な国際的 NGO を関与させて進捗状況をモニタリングさせていく形になるように調整を行なっている。具体的に言うと、オックスファムを活用して現地 NGO とも協力しながら、住民移転問題のモニタリングを進めていくことで、現在調整中である。現地 NGO の BABC も本プロセスには賛同していることで、前向きな動きも出てきている。引続き我々もモニターしていく。NGO の意見のも踏まえ ADB 側と意見交換を続けて行きたい。

20 世帯がコンプライアンス・レビューに登録されていないことについての ADB の説明は以下の通り。すなわち、本事業について適用される 2003 年のアカウントビリティ・メカニズム政策において、申立人はコンプライアンス・レビュープロセスの前に SPF のコンサルテーション・プロセスに進むこととなっている。SPF と CRP を同時に行うことが可能になるのはステップ 7 の段階に限定されている。

ステップ 7 の行動方針の実行の段階になれば、SPF と CRP を同時に行うことができる。だがそれ以外の場面では SPF と CRP の平行なプロセスは認められていない。このことは政策文書の 42 や 118 にも明記されている。仮に申立人のうち 20 世帯が SPF プロセスを抜けて、CRP プロセスに移った場合、これを認めた場合、ステップ 7 に到達していないにも関わらず、SPF と CRP が同時に実施されてしまうことになってしまう。これはアカウントビリティ・メカニズムに反するため、20 世帯の住民の CRP の登録を認めることができないというのが ADB の見解である。この見解は ADB の法務局の判断を踏まえたものとなっている。今日ご紹介があった話には触れられていなかったが、申立人の代理を務める NGO からも、ADB の事務局に申し入れがあり、ADB は既に NGO に対して説明を行っているとのこと。その説明を踏まえて、SPF プロセスから離脱しようとした 20 世帯の住民も申し立てを取り下げて、現在、他の 140 世帯の申立人とともに、SPF プロセスに戻っていると聞いている。

本件に対する財務省の考えだが、申し立てた住民が一体となってステップ 7 まで協議を通して、行動方針を引き出すことは一定の効率性が認められると考えている。しかしながら、ご指摘の通り、アカウントビリティ・メカニズムの政策において、住民がスプリットする状況が明確に認識されていない状況で、こうした議論が生じ、そしてこういった今回の事案を踏まえて、できるだけ明確に目標が定められる必要があると考えている。

2 点目のご質問に対しても、ほぼ同様の回答を事務局から受けている。コンサルテーション・プロセスのステップ 5 やステップ 6 においてコンプライアンス・レビューパネルに移行することは認められているが、申立人全員がコンサルテーションを意味のないものと判断して、全員でコンプライアンス・レビューパネルに進むことを希望した場合にのみステップ 5 やステップ 6 で、コンプライアンス・レビューパネルに移行することができる。ただし今回の場合は一部の 20 世帯のみが協議プロセスから離脱しようとし、一方で残りの 140 世帯は協議プロセスを継続したいと考えている。残りの 140 世帯の利益のためには、協議プロセスは進められるべきであると ADB は考えている。SPF と CRP プロセスを同時に行うことが可能なのは、先ほどの繰り返しになるがステップ 7 の行動方針の実行の段階に限定されている。現在このプロセスの直前まで来ているので、ステップ 7 まで協議プロセスは継続させる必要がある。

財務省の考えについては先ほどと同様であるが、ステップ 7 までの協議プロセスを通じて、行動方針を引き出すことは一定の合理性が認められると考えている。アカウントビリティ・メカニズム上で、一部の住民がスプリットする事態を想定した明確な文章がないことが要因でこういった議論が生じたと考えられるので、今回の事案を踏まえて、アカウントビリティ・メカニズムの政策は出来る限り明確に規定がなされるべきと考えている。

福田：

よく分からないのは、何故手続きを分離することができないか。Course of Action を実施したいという 140 世帯がいるため、その利益のために、ということまで理解できるが、なぜその利益のためにコンプライアンス・レビューに進みたい 20 世帯の意志が犠牲にされなければいけないのかが問題。必ずしも一体として動かなければいけないことは少なくとも政策上書かれてはいない。別の言い方をすれば、最初から 20 世帯と 140 世帯が別に申し立てたら、これは動きようによってはステップ 7 だろうがどこであろうが、SPF と CRP が別々に同時に動くことはあり得る。それ事態はこの政策上は止められていない。ところが最初と一緒に申し立ててしまったが故に、途中で今後の手続きに関するプレファレンスが分かれたことである。という時になぜ一方の意志に他方が縛られなければいけないか、については合理的な説明が無い。何故最初から別は良いのに、最初と一緒にやると最後まで付き合わされるのか。この点について政策には何も書かれていないことで、できるだけ合理的な方法を取るべきということになり、それが許容されない、できないといった解釈を採るのは合理性がない。住民の意志を無視した形という印象がある。この点はいかがか。

MOF 金：

そこはもともと別々の、同じ事業であっても別々のグループが協議プロセスに申し立てを行って行けば、平行に事案が進むのは事実だが、我々の認識では一つの事案については同じプロセスを進める必要があるという認識であり、特に一度コンプライアンス・ビューなり協議プロセスに入り、同じ事案に入って改めて新たな事実なしに、別のグループが申し立てることは認められないと理解している。

福田：

72 の 5 は、CRP が既に取り扱った事件については、新たな事実なしには申し立てられないというもののか。

MOF 金：

そうである。

福田：

それと今私が申し上げた、同時に SPF に 2 つのグループが申し立てた場合は違うのではないか。

MOF 金：

同時に 2 つのグループが申し立てた場合は、1 つの事案として取り上げることになっていないのか。我々はそういう理解である。

福田：

例えば、今 ADB で、実はこの鉄道事業に関して、別のグループが申し立てた事になっている。この 160 世帯とはまた別のグループが申し立てを行って、この申し立てについては背景を理解していない。今まで我々が一緒に活動してきた仲間とは別の人たちが申し立てを行った場合だが、この申し立てについてだが別の事件として扱われ、業務担当部局に以前その問題解決を求めたことがある要件を欠くというこ

とで、eligibility なしで却下されている。これは同じプロジェクトであっても、申し立て人によっては複数の手続きが走るのは当然の前提であるからこそ、そのような形で、eligibility を合意させるのではなく、このグループについては Operation Department と問題解決のための努力をしたかを別途にして却下したのだと思う。したがって私の理解ではその申立人ごとに手続きは走ることであって、そういう形で、確かに CRP は基本的に遵守しているかの判断の要素があるので、確かに CRP が判断している事について再度判断するのは許容しないのは、先ほど仰って頂いた、72 段落の 5 だと思うが、そうではないものについては、申し立てごとに手続きが進むことではないか。

MOF 金：

ADB にも事実関係を確認していきたいと思うが、もともとは 160 世帯という 1 つのグループで、1 つの事案として走っているわけだから、先ほど仰って頂いたように別々のグループで、別々に申請したのは、ケースが異なると考えられるし、今ステップ 7 のまさに手前のステップ 6 の最後の段階になる。ADB と NGO との話し合いの結果、20 世帯がもとの 140 世帯と共にコンサルテーションのプロセスに戻っている状況なので、まずはこちらでステップ 7 まで協議プロセスを進めて頂いて、その上でその 20 世帯が CRP に入る可能性があるのではないのか。そういった、今の状況を踏まえれば支援を行っていききたい。

福田：

ちょっとその事実関係については、戻ったというのは私どもの方で確認していないので、そこについては確認したいと思っているが、手続きの分離に関しては深刻な問題であると思っている。分離できないという解釈を採る必然性はどこにもないと思う。ちょっと背景事情についてお伝えしたい、これは直接 ADB に伝えて欲しいことではないが、今 SPF が相変わらず動かない現状がある、この場でいうのも問題だが、担当の方が住民個別に対応したいと、ものすごく強い方針を持っている。例えば、住民の意向確認をする、住民の問題を知りたいということで現地に訪問するわけだが、その様な場合、私たちが今までやってきたプロセスの中では、住民がグループとして集まる、そしてそこに NGO の人たちが立ち会うことで、こういう中で、銀行のミッションと住民の意見交換がなされるのが通常のやり方だと思われるが、住民たちがもっている政治的な力あるいは表現力が、政府あるいは銀行側の持っている専門性や能力と比べてインバランスだから、こういったやり方をやっている。世界のいろいろな場所でそうだと思う。例えば、労働団体と会社が労働交渉するといったような場合だとか。

だが今回手続きを担当している方はものすごく住民個人に会いたい、住民個人から情報を収集したいと考え、個人の意向を確認したい、個人が NGO に対して代弁権を授与しているのか確認したいと何度も何度も言っていて、これが 1 つのトラブルの原因になっている。1 つは NGO の representation を政策に要求されているので、全員についてきちんと紙で伝えているか証拠を提出しているか、きちんとそれを信用していない節がある。もう 1 つは住民をグループとして捉えるのではなく、住民を個別に捉えたいという強い意向があって、これによって住民あるいは NGO 側の不信を買っている。それが故に色々な問題が生じていって、結局それが 140 世帯、20 世帯で方針が別れた。そういう物事の進め方自体、我々としては強い違和感を持っている。

もう1つの問題は、今回提案されている Course of Action が、必ずしもカンボジア政府をアクターとしてきちんと位置付けていない。カンボジア政府ではなく、ADB と NGO と住民で話し合おうということと、住民で話し合おうということが、それでは問題解決にならない。なるわけがない。ADB よりも SPF に対する不信が原因で、おそらくこの背景にはカンボジア政府と NGO の関係がある。カンボジア政府が、NGO の活動については必ずしも正当のものと考えてはいない中で、おそらくカンボジア政府の見方がやはり反映されているところがある。そこをなだめるのが SPF の仕事であって、その仕事をきちんと出来ているかよりは、その手続きの中にカンボジア政府の見方を反映してしまっていて進んでしまっていることが今回の原因になっている感じがして、この件についてはまだまだ色々あると思っている。また情報提供していきたい。それと冒頭仰って頂いた、オックスファムとヒューマンライツウォッチに専門家の設置を委託して、オックスファムとヒューマンライツウォッチの専門家の名前が出ている話はこちらでも把握はしているが、現地の状況の改善という意味ではまだまだ。どのように進めていくのかで、色々な意味でギクシャクしている。なかなか現地の住民に具体的な変化がないという意味で申し上げた。

MOF 金 :

SPF がどういうアプローチを採るのかより真実を捉えることにつながるのかは、私どもでも判断がつかない。ケースバイケースなのかなと思われる。個別にヒアリングを行う方がより真実に繋がる可能性もあるし、関係者の皆さんで集まってもらい NGO を介して、対話をしていった方がより良いのか住民の意見を反映できるのかもしれないし、どちらが良いのかは判断は出来ない。しかしながら、今回のようにうまくいかない状況では、今千賀局長が進められようとしているオックスファムという国際的な NGO を絡めて、信頼が双方でおけるような体制を作っていくのが非常に正しいアプローチだと思っている。そういう意味で今局長がやられている対応は方向性として我々としても賛同できるものではないかと思っている。もしご存じだったら、教えて頂きたい。例えば世銀などがこういう1つのグループで、パネルに入ってもらった人たちが分かれてスプリットすることは認めているのか。我々も網羅的に調べているわけではないので、そういったケースがあれば教えて頂きたい。

福田 :

調べてもしあれば、申し上げたい。世銀の場合、ケースの数自体が多く、しかも必ずしも国際的 NGO の支援を受けているケースと、そうではなく自分たちでやっているケースもたくさんある。網羅的に情報を集められているわけではないので、ちょっと知る範囲ではチェックしていきたい。

* * *

MOF 清水 :

前も申し上げたが、通常とは違う視点、事実から議論できることは我々としても非常に良い経験であった。ご案内の通り役所の事情を申し上げますと、だいたい事務年度が7月から6月までとなっており、今後の人事異動は分からないが、とりあえず開発機関課の現体制は6月で終わった。残る人間変わる人間、私を含めて分からないが、とりあえず現体制ではこれで終わりなので、お礼をさせて頂きたい。